

G X推進再エネ導入支援事業（再エネ設備と蓄電池を併用した先進的な取組導入支援） 補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、再生可能エネルギー設備及び併用する蓄電池の導入を支援し、蓄電池を活用した先進的な取組拡大、地域主導の脱炭素移行などG Xの基盤整備を図るため、第2条に定める交付要件に該当するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付要件）

第2条 補助金の交付のための要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県内市町村、県内事業者等（県内に事業所を置く企業及び法人格を持った団体並びに個人事業主）又はPPA事業者若しくはリース会社等が、県内で実施する、先進的な取組（マイクログリッド構築事業、オンサイトPPAによる再生可能エネルギー発電設備導入事業、オフサイトPPAによる再生可能エネルギー発電設備導入事業、自己託送を利用した送電事業、特定エリアのオフグリッド化事業）を行う事業であること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備と蓄電池を併用して行う取組であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内市町村又は県内に事業所を置く企業及び法人格を持った団体並びに個人事業主（国、地方公共団体、独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負の比率が50%を超えるものを除く。）のうち、次のいずれにも該当する者。
 - ① 鹿児島県税に未納がないこと。
 - ② 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年度鹿児島県条例第22号）第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団関係者」でないこと。
- (2) 上記(1)の者を対象に事業を行うリース事業者又はPPA事業者等

（補助対象経費及び補助金の額等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 補助事業は、予算がなくなり次第終了とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 補助金の交付の申請をしようとする者は、第1項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項の規定による条件は、別表第1に定めるとおりとする。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、第5条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第5条第4項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 補助事業者は、原則として補助金の交付の決定を受けてから発注、購入、契約等の事業に着手することとする。ただし、交付申請時に事前着手届（別記第17号様式）を提出した場合は、交付の決定を待たずに着手することができる。この場合は、補助金交付決定の金額が査定により申請時の金額より減額された場合及び申請そのものが不採択となった場合でも、不服を申し立てることはできない。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合。ただし、事業目的に関係がない事業計画の細部の変更等の軽微な場合を除く。
- (2) 補助金額の変更をしようとする場合。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第10条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を事業実施状況報告書（別記第8号様式）により、知事が指示する期日までに提出しなければならない。

（中止等の報告）

第11条 規則第11条第2項第1号に該当する場合に行う報告は、中止又は廃止の理由が生じた日から10日以内に中止（廃止）承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出することにより行うものとする。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第12条 規則第11条第2項第2号に該当し知事の指示を求める場合は、あらかじめ遅延等報告書（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月6日のいずれか早い日（ただし、その日が県の休日に当たるときは、その休日の前日）とし、その提出部数は1部とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記第 12 号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第 15 条 規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第 13 号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第 16 条 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付請求書は、別記第 14 号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第 16 条第 3 項の概算払申請書は、別記第 15 号様式のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 17 条 知事は、交付申請者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその決定の内容を交付申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消した場合において、補助事業部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者は、第 17 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（取得財産の管理等）

第20条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

（財産処分等の制限等）

- 第21条 補助事業者は、取得財産については、購入した日から別表第3の期間を経過する日まで（以下「処分制限期間」という。）に処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）することを制限する。
- 2 補助事業者は、処分制限期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（別記第16号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。知事は承認に際して補助金相当額の返納を求めることができる。
 - 3 前項の承認に当たって、その取得財産の処分等が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして別表第4に掲げるものにあっては、知事は補助金相当額の返納を求めないものとする。
 - 4 第2項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。
 - 5 第19条第3項から第5項までの規定は、第2項及び前項の納付について準用する。
 - 6 知事は、第18条の規定により補助金の返還を求めた者及び第2項又は第4項の規定により納付を求めた者から新しい申請がされた場合は、その納付が完了したことを確認するまで、その申請の補助金の交付を拒否することができる。

（補助事業等の検査）

第22条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(証拠書類の保管)

第 23 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を別表 3 の財産処分期間を経過する日まで保管しなければならない。

(雑則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 3 0 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 5 月 7 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。

別表第1 補助対象設備等（第4条、第6条関係）

補助対象事業	補助対象設備		補助対象経費	補助対象者	補助率 (上限)		
	種類	補助要件			県本土	県内離島	
以下のいずれかの取組であること。 (1) マイクログリッド構築事業 (2) オンサイトPPAによる再生可能エネルギー発電設備導入事業 (3) オフサイトPPAによる再生可能エネルギー発電設備導入事業 (4) 自己託送を利用した送電事業 (5) 特定エリアのオフグリッド化事業	発電設備	太陽光発電	事業を行うために必要な ・工事費 ・設備費 ・業務費 (別表第2)	県内市町村、 民間事業者	1/2以内 (上限2,700万円)	2/3以内 (上限3,600万円)	
		小型風力発電					
		小水力発電					
		地熱発電					
		バイオマス発電					
		蓄電池	発電設備と同時に設置すること				
		蓄電池	既存の再生可能エネルギー発電設備に併設すること				

(1) 県内に導入する設備であり、発電した電力は県内で消費すること。	(6) 県内に導入する設備であり、発電した電力は県内で消費すること。
(2) 導入する設備は中古設備ではないこと。	(7) 補助金の交付を受けた発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき固定価格買取制度（FIT）及びFIP制度（Feed in Premium）制度による発電を行わず、発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。また、本事業に参加した後に、FIT制度及びFIP制度の認定を取得しないものであること。
(3) 過去に鹿児島県住宅用太陽光発電普及推進事業の交付を受けて導入した太陽光発電設備の更新は対象外とする。	(8) 国、県又は市町村の他の補助金を受けて実施する場合は、対象外とする。
(4) 補助対象施設を設置する土地、建物、補助事業者の所有である、または土地、建物の所有者から設備を設置することの承諾を得ていること。	(9) 小水力発電は出力1000kW以下を対象とする。
(5) 小水力発電は出力1000kW以下を対象とする。	(10) 小型風力発電はロータ受風面積が200㎡未満の風車とする。
(6) マイクログリッド構築事業は、稼働施設で構築されるエリアで行う取組みを対象とする。	(11) 上記補助対象設備がPPA契約の場合は、補助事業者がPPA事業者であり、使用者とPPA契約を締結しており、サービス料から補助金相当分が減額されていること。
(7) 補助対象設備がリース契約の場合は、補助事業者がリース事業者であり、使用者とリース契約を締結しており、リース料から補助金相当分が減額されていること。	(12) 申請者（リースの場合はリース（使用者）は、鹿児島県の求めに応じて設備の利用状況に関するアンケート調査等に回答すること。
(8) 補助対象設備がリース契約の場合は、補助事業者がリース事業者であり、使用者とリース契約を締結しており、リース料から補助金相当分が減額されていること。	(13) 事前着手届（別記第17号様式）を提出する場合には、工程表又はメーカーに納期確認した基礎資料（メール等）を届出書と併せて提出すること。ただし、交付決定前に事業が完了（納品、検収、支払等を実施）しているものについては、補助対象外とする。

(1) 県内に導入する設備であり、発電した電力は県内で消費すること。

(2) 導入する設備は中古設備ではないこと。

(3) 補助金の交付を受けた発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）及びFIT（Feed in Premium）制度による売電を行わず、発電した電力は自家消費すること。ただし、余剰電力の売電は差し支えない。また、本事業に参加した後に、FIT制度及びのFIT制度の認定を取得しないものであること。

(4) 過去に鹿児島県住宅用太陽光発電普及推進事業の交付を受けて導入した太陽光発電設備の更新は対象外とする。

(5) 国、県又は市町村の他の補助金を受けて実施する場合は、対象外とする。

(6) 補助対象施設を設置する土地、建物、補助事業者の所有である、または土地、建物の所有者から設備を設置することの承諾を得ていること。

(7) 小水力発電は出力100kW以下を対象とする。

(8) 小型風力発電はロータ受風面積が200㎡未満の風車とする。

(9) マイクログリッド構築事業は、複施設で構築されるエリアで行う取組みを対象とする。

(10) 上記補助対象設備がリース契約の場合は、補助事業者がリース事業者であり、使用者とリース契約（リース契約期間が別表第2に掲げる地分制期間以上であること。）を締結しており、リース料から補助金相当分が減額されていること。

(11) 上記補助対象設備がPPA契約の場合は、補助事業者がPPA事業者であり、使用者とPPA契約を締結しており、リース料から補助金相当分が減額されていること。

(12) 申請者（リースの場合はリース使用者）は、鹿児島県のために応じて設備の利用状況に関するアンケート調査等に回答すること。

(13) 事前着手届（別記第17号様式）を提出する場合においては、工程表又はメーカーに納期確認した根拠資料（メール等）を届出書と併せて提出すること。ただし、交付決定前に事業が完了（納品、検収、支払等を実施）しているものについては、補助対象外とする。

別表第2 補助対象経費（第4条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
	(直接工事費)	労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、決定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最低限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算出すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据え付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。

別表第 3（第21条関係）

財産の種類	期 間
太陽光発電	1 7 年
風力発電	1 7 年
小水力発電	2 2 年
地熱発電	1 7 年
バイオマス発電	1 7 年
蓄電池	6 年

別表第 4（第21条関係）

- | |
|---|
| ① 取得財産が天災等により機能不能となり抹消処分した場合
② その他鹿児島県が特に認める場合 |
|---|